

令和 8 年度志木市国民健康保険事業運営方針

志木市役所保険年金課

1 趣旨

この運営方針は、国民健康保険事業運営における効率的・効果的な運営を図るため、重点項目等を定めるものである。なお、本方針の作成について法的根拠はないが、「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について（平成 31 年 1 月 23 日保国発 0123 第 2 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」において、市町村保険者における事業計画の策定は、国民健康保険法第 106 条の規定により都道府県が市町村の指導監督を行う際の確認項目とされていることから、同通知に規定する事業計画として策定するものである。

2 基本的な考え方

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦として市民の健康保持に重要な役割を担っている。しかし、職域の保険に入っていない者をカバーするという性格上、加入者の多くが低所得者層である一方、加入者の平均年齢が高いことにより医療費水準は高いという構造的な問題を抱えており、財政運営については厳しい状況を強いられてきた。

この問題の解決策として、平成 30 年 4 月に「国民健康保険の都道府県化」が実施され、都道府県は財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととなり、保険給付に要する費用は都道府県が負担する代わりに、市町村は都道府県に「国民健康保険事業費納付金」を納める仕組みに改められた。

加えて、埼玉県では将来的な県内税率の統一を見据え、令和 6 年度から令和 11 年度までを対象期間とする第 3 期埼玉県国民健康保険運営方針（以下「県運営方針」という。）において、令和 9 年度には国民健康保険税率を県が市町村ごとに示す標準税率に合わせる、いわゆる「準統一」を目標として掲げている。またその前提条件として、今年度末までには一般会計からの法定外繰入解消が求められており、今年度は一昨年度、昨年度に引き続き標準税率への円滑な移行を目指し税率改定を実施した。

団塊世代が全員後期高齢者に移行し、また被用者保険の適用拡大が順次行われるなど加入者は減少する一方、県へ納付する事業費納付金が増えるという状況の中、税率改定はやむを得ない状況ではあったが、加入者に負担増をお願いする以上、市としても保険財政の安定化に向けた取り組みを今まで以上に進めていく必要がある。

今後も国民健康保険事業を安定的に運営していくため、県運営方針を踏まえ、この方針に掲げる事項に重点をおいて取り組むものとし、またその執行に当たっては進捗状況の把握等に十分留意するものとする。

3 重点項目

令和 8 年度の国民健康保険事業の運営に当たっては、次に掲げる事項について重点をおいて取り組むものとする。

- (1) 国保資格の適用事務に関する適正化
- (2) 安定的な保険税収入の確保
- (3) 積極的な医療費適正化の推進
- (4) 医療費削減に効果的な保健事業の推進
- (5) 適正な財政運営

4 事業計画

(1) 国保資格の適用事務に関する適正化

被保険者資格の適正な適用事務は、国民健康保険事業を運営する上で最も基本的な事項であり、以下の取組を引き続き実施する。また、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したが、請求に係る医療機関等からの問い合わせも散見されるため、引き続き国の通知等を踏まえ、適切な運用に努めるものとする。

①適用適正化調査の実施

日本年金機構と連携を図り、厚生年金加入記録を活用した資格取得・資格喪失の確認、資格の再点検を行い、被用者保険との二重加入者または国保加入未届者と思われる者に対し届出勧奨を実施する。加えて、国保情報集約システムの活用を図り未届者の把握に努める。また、擬制世帯を対象に、被用者保険の被扶養者へ移行できるとと思われる者について勧奨通知を送付する。

②居所不明者実態調査の実施

納税通知書などが郵送返戻になった者の居住実態調査を実施し、居住が確認できない者については現地調査に基づき不現住認定日を定め、住民票からの職権消除を総合窓口課へ依頼する。また、効率的に調査を実施するため、事前に課税課や長寿応援課などと情報交換を行うとともに、必要に応じて調査結果の情報提供を行う。

③外国人に対する適正な適用

在留資格や在留期限等の確認を徹底し、地方入国管理局への通知制度等を活用しながら被保険者資格の適正化に努める。また、外国人への国保制度PRの有効な方法についても検討を行い、可能なものから実施する。

④マイナ保険証の利用促進及び問い合わせ対応

マイナ保険証の利用率や利用促進に向けた取組状況については保険者努力支援交付金の評価指標とされていることから、資格確認書の一斉更新時にちらしを同封するなど、マイナ保険証の利用促進に努めるものとする。また、利用率向上に伴い医療機関からのオンライン資格確認上の疑義に関する問い合わせも増加しており、データエラーなどが原因によるものであれば的確に対応する。

(2) 安定的な保険税収入の確保

令和6年度の現年度課税分の国民健康保険税収納率は95.19%であり、既に県運営方針において定められている本市規模の目標収納率(93.85%)を超えているが、税率改定の影響もあり収納率は前年度比で微減となった。令和7年度も引き続き厳しい状況が予測

される。県運営方針には「目標収納率を達成した市町村は、達成後の収納率を上回ることを翌年度の目標とする」とされているが、税率改定の影響を考慮し、まずは前述の本市規模の目標収納率の確保を目指すため、以下の取組を実施する。

なお、徴収事務については市税との一体的な実施による事務効率化を図るため、収納管理課へ執行委任するが、十分に連携を図りながら対応をする。

①国民健康保険税の適正な賦課

情報連携を活用した転入者の適正な所得の把握をはじめ、住民税未申告者等には、課税課と連携を図りながら積極的な申告勧奨や申告指導を行い、国民健康保険税申告による確実な所得の把握を行う。特に、低所得者については未申告状態を解消することで均等割軽減対象になる。加入者の負担軽減はもとより、一般会計からの保険基盤安定繰入金の対象となることで国及び県からの交付金確保にもつながるため、早期の把握に努める。

一方、近年の制度改正により未就学児均等割軽減など新たな軽減制度も加わり計算も複雑化しているため、システム改修の際には検証作業を慎重に進める。また、減免制度については、収納管理課と連携しながら担税力を的確に見極めながら適切に運用していくとともに、ホームページ等においても周知を図る。

②徴収計画の策定と徴収体制の整備

収納率目標達成のための実施体制、実施方法等についての具体的な計画を策定する。

③口座振替の勧奨

本市は口座振替を原則化しており、引き続き積極的な国保加入時の勧奨や納税通知書への口座振替依頼書同封を行うとともに、ペイジーを利用した端末を活用し口座振替の利用を促進する。

④積極的な滞納対策

自動音声電話催告システム及び口座振替利用者に対するショートメッセージ催告システムの活用を継続し、うっかり滞納を防止するとともに、滞納額が多額となる前の早期の納付相談につなげる。加えて、休日納税相談を引き続き実施するとともに、継続的な納付につながるようファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談を継続する。

また、滞納者が給付申請や国保資格の異動などのために来庁した際には、高額療養費等の充当や納税相談につなげるなど、関係部課と連携した取り組みを積極的に進める。

⑤適正な滞納処分

再三の催告等にも関わらず納付に応じない滞納者に対しては、生活状況に配慮しながら、負担の公平性の観点から積極的な財産調査及び差押を実施する。また、滞納者が無財産、生活困窮の場合又は滞納者の所在、財産がともに不明の場合には、滞納処分の停止及び適切な不納欠損処理を実施する。

⑥納税相談の機会の確保

被保険者証の廃止に伴い、短期被保険者証及び資格証明書も廃止されたため、催告等を通じて納税相談の機会確保に努める。また、一旦10割負担となる特別療養費制度の運用は、災害や病気などの特別な事情がないにも関わらず納付折衝に応じないなど悪質と思われる滞納者について必要に応じ、従来の資格証明書発行のプロセス同様、厳格な手続の上制度を

活用する。また、滞納者が高額療養費などの現金給付支給対象となる場合には、窓口払いに切り替えるなど接触機会を確保する。

⑦収納チャネルの多様化による納付の促進

従来から実施しているコンビニエンスストアによる納付や、インターネット等を利用したクレジット納付について継続し、利便性の確保を図る。また令和7年度から国民健康保険税においても地方税共通納税サービスを活用した納付が開始されており、収納チャネルの多様化により利便性の向上と納付のキャッシュレス化がさらに促進されることから、これらの納付方法についても積極的周知を図る。

(3) 積極的な医療費適正化の推進

本市は従来から必要な医療は受診していただきながらも、不要・過剰な医療を抑止・抑制する医療費適正化の取組みを実施してきた。令和8年度においても、引き続き健全な財政運営に向けて、以下の取組みを行う。

①レセプト点検の実施

診療報酬基準に照らしたレセプトの内容点検効果率は、例年県平均を上回り県内でも上位を保っている。令和8年度においても、レセプト点検業務に精通した専門の会計年度任用職員による再点検を引き続き実施する。

②無資格受診等による不当利得の請求

主に資格喪失後に国保で受診したレセプトについて、保険者間の過誤調整や本人への返還請求を確実に実施する。特に、本人請求については、令和7年度に志木市債権管理条例が施行された趣旨を踏まえ、これまで以上に時効等に注意しつつ適切な債権管理を行う。

③第三者行為求償等の取組強化

定期的に届出が必要な旨の周知を図るとともに、レセプト点検、連合会作成リスト等を活用し、第三者行為の発見と傷病届の提出依頼を行う。また、埼玉県国保連合会（以下「国保連合会」という。）からの情報提供やレセプト点検の過程等で発見された第三者行為疑い案件については、電話や文書で調査を実施し、該当案件については国保連合会へ求償委託を行う。なお、国保連合会へ委託不能な案件（傷害事件など）や、給付制限に該当するものについては直接請求となるが、請求困難な案件の場合は、国保連合会の求償アドバイザーや市の顧問弁護士への相談などを活用しながら適切に対応する。

④介護保険との給付調整

長寿応援課と連携の上介護突合リストを活用した点検を引き続き実施し、介護保険優先の給付が発見された場合は医療機関等へレセプト返戻を依頼する。

⑤医療費についての啓発等の実施

医療費の適正化及び健康に対する意識啓発を目的に、国保連合会の共同電算処理による医療費通知の送付（年6回）を引き続き行う。

⑥ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及啓発等

ジェネリック医薬品の普及は、患者負担の軽減のみならず医療費の適正化に資する。本市のジェネリック医薬品数量シェアは例年県平均を上回っているが、引き続き、国保連合会の

共同電算処理によりジェネリック医薬品差額通知書の送付（年２回）を行う。また、国保加入時に、啓発チラシとジェネリック医薬品希望シール・カードを活用し、ジェネリック医薬品に関する正しい知識の周知を図り、切り替え勧奨を強化するとともに、資格確認書の更新時の啓発チラシの同封を継続し、ジェネリック医薬品の数量シェアを政府目標である目標値８０％以上を維持する。

加えて、査定により医療費が変更となった者に対して医療費変更（減額）通知を送付することにより、被保険者の一部負担金の適正化及び医療費適正化の啓発を行う。

⑦療養費の適正化

柔道整復やあんま、マッサージ、はりきゅうに係る療養費に係る調査（多部位受診の確認等）については、必要に応じ受診の妥当性について適宜確認を行うことにより適正受診に努める。

⑧重複頻回受診・重複多剤服薬者支援事業の実施（一般会計との共同実施事業）

レセプトから抽出した重複・頻回受診者（※１）、重複・多剤服薬者（※２）に対し、電話連絡や家庭訪問個別の保健指導を実施し、適正な受診、服薬を促す。なお、令和８年度も引き続き後期高齢者まで対象を拡大し、切れ目ない支援を実施する。

※１ 重複受診者：同一月内に同一傷病で複数の医療機関を受診

頻回受診者：同一月内に同一医療機関を複数回受診

※２ 重複服薬者：同一月内に同一薬効を持つ薬が複数の医療機関から処方

多剤服薬者：同一月内に複数種類の薬が複数の医療機関等から処方

（４）医療費削減に効果的な保健事業の推進

保健事業の推進は、加入者の健康と生活の質の保持に不可欠のみならず、医療費の適正化に資するものであり、保険者としての重要な責務である。特に、高齢化の進展等に伴い、生活習慣病は死亡原因の多くを占めており、その予防対策として保険者に義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導に重点をおいて実施していくが、被用者保険に比べて受診率が低い点が課題となっている。

国民健康保険の保健事業については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者として別途定めている「第３期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第４期志木市特定健康診査等実施計画」に基づき実施する。令和８年度は同計画の中間見直し時期に当たるため、庁内作業部会での検討を経て、国民健康保険運営協議会での進捗管理の報告と意見聴取を行う。なお、保健事業は一般会計で実施する各種健康施策との相乗効果が期待できるため、健康政策課が実施する。

①特定健康診査・特定保健指導の実施及び受診率向上事業

従来、受診率の高かった層が後期高齢者へ移行し受診率の低下が懸念されるため、若年層への勧奨を強化することで受診率の維持・向上を図るとともに、疾病リスクの高くなる後期高齢者に備えて国保加入時から健診受診の習慣化を推進することが重要である。

連続受診者を増加させることで受診率の向上につながるが、近年連続受診者は横ばい傾向が見られるため、連続受診を推奨する取組をさらに推進するとともに、若年層の受診率を押

し上げるために以下の取組を実施することで特定健康診査受診率４８％を、特定保健指導実施率３５％を目指す。

- ・未受診者に対し、ＡＩを活用し対象者の特性に合ったタイプ別通知勧奨を実施する。
- ・集団健（検）診において特定健診とがん検診をセットとして受診できる国保セット健診を実施し受診機会の拡大を図る。また、健（検）診後に結果説明会を実施し、健（検）診結果を直接渡し、受診勧奨値の方へ医療受診を勧めるほか、特定保健指導の初回面談を実施する。
- ・前年度受診者に対し、健診結果に加え健康アドバイスや、同性・同年代との位置づけを記載した分かりやすい結果通知を送付し、身体の変化をわかりやすくすることで継続受診につなげる。
- ・職場や商工会、農協など職域団体で実施される健康診断の結果について、情報提供の周知広報を行い情報提供者へは粗品を提供する。
- ・志木市健康まつりに受診率向上キャンペーンのブースを設け、特定健診及びがん検診の紹介並びに集団健診の予約受付を行う。

②重症化予防事業の実施

健診の結果、血糖、血圧等の数値から生活習慣病予防の取組みが必要な方への運動教室を引き続き実施する。また、糖尿病性腎症による人工透析移行を防止する目的で、糖尿病性腎症重症化予防対策事業（受診勧奨・保健指導）を実施する。

③歯周病リスク検査事業の実施

全身の病気リスクに影響する歯や口腔環境の健康づくりを推進するため、検査キットで簡易検査を行い早期治療や定期的な歯科受診を促す。これまでは対象年齢を４０歳、５０歳、６０歳、７０歳としていたが、今年度から新たに２０歳、３０歳を対象に加える。

④その他保健事業の実施

人間ドック助成事業を実施し、その結果特定保健指導対象者に該当する者へ特定保健指導を実施する。また、加入者の健康保持を図るため、保養施設利用補助事業を実施する。

⑤医療費適正化のための医療費分析

国民健康保険の疾病構造も併せて分析することで医療費適正化を図る。また、希望者に活動量計を貸与または専用アプリを用い、歩数に応じてポイントを付与する「いろは健康ポイント事業」を実施し、事業参加者と非参加者のレセプトや総医療費、特定健康診査の結果を分析することで、事業の効果測定を行う。

⑥医師会等への報告

朝霞地区医師会に対し、特定健康診査等の受診動向や糖尿病性腎症予防対策事業などの実施状況報告を朝霞市、和光市、新座市と合同で年１回実施する。また、市内の医療機関などで構成されている志木市地域医療連絡協議会においても保健事業の実施評価報告を行い、情報の共有を図る。

(5) 適正な財政運営

①保険者努力支援制度の積極的な活用

保健事業や収納率向上などの市町村の取組状況により、県を通じて国から「保険者努力支援交付金」が交付される。これらを確保することで、保健事業の充実のための原資とすることができ、交付金の評価指標を確認し、実施・達成済の項目については漏れなく計上することで交付金の確保に努める。また、取組が遅れている・改善を要する項目については、次年度以降の改善策について検討する。

②保険給付費等交付金の適正な管理

保険給付費は一部を除き全額が保険給付費等交付金として県より交付されるが、毎月の交付申請を適正に実施するために保険給付費の執行管理を的確に行う。

③国保事業費納付金算定のための基礎データの適正な提供

国保事業費納付金は、国民健康保険税の適正な税率を検討するにあたっては極めて重要な要素となる。県が毎年度の事業費納付金や標準税率を的確に算定するためには、市町村からの正確な基礎データの提供が重要であり、毎月県へ報告する事業月報などにより、納付金算定のための基礎数値の報告に当たっては複数人で確認する。特に、見込値の報告については管理職も交えて適切な見込値を検討する。

④補助金等申請事務の適正化

補助金等の申請、実績報告に係る事務処理にあたっては、基礎数値の適正な把握と帳簿、支出証拠書類の適正な保管を行うとともに、当該年度の交付要件についても管理職を含む複数職員で都度確認し、過少・過大申請を極力防ぐ。また、定期的に過年度分の再点検を行う。

⑤保険税率改定

近年の税率改定により、県の事業運営方針で求められる「令和8年度末までの一般会計からの法定外繰入の解消」にはある程度目途が立っている状況であるが、令和9年度の準統一後も標準税率は変動するため税率改定は毎年度必要となる。令和8年度は県運営方針の中間見直し時期に当たるため不透明な部分も残るが、国民健康保険運営協議会には情報提供しながら改定作業を行っていく。

5 その他の取り組み事項

(1) 広報活動の充実強化

主に広報紙を活用し、定期的に国保制度に関する記事の掲載に努める。令和8年度は税率改定を行ったことから、広報紙の他、ホームページへの掲載、納税通知書の同封物による周知を行うとともに、SNS等を活用した効果的な広報についても検討する。また、健康意識の啓発を図る視点も盛り込むなど、被保険者の興味関心を引くような内容となるよう配慮する。

この他、マイナ保険証の利用についても国から積極的な周知が求められていることから、他市町村の事例も参考にしながら、分かりやすい周知に努める。

(2) 研修機会の確保等

国保連合会主催の研修をはじめ外部研修については積極的に参加し、必要な知識の習得に努めるとともに、他市町村との情報交換会などを活用し業務の見直しなどを進める。また、日常事務の遂行に当たり、グループ内における情報共有や進捗管理を密に行い、各担当者間

の業務量が偏在化しないようにする。

(3) 国への要望・提言

2の基本的考え方でも記載したが、国民健康保険制度は加入者の所得が低く、加入者の平均年齢が高いという構造的な問題を抱えており、被用者保険との保険料負担水準の格差が課題となっている。近年の被用者保険の拡大による被保険者の減少や、医療の高度化による医療費の増加、後期高齢者医療、介護保険への拠出金の増加、さらには国際状況の変化等に起因する物価高騰などもあり国民健康保険の財政運営はますます厳しい状況に置かれている。これらの課題は一保険者のみでは到底解決できるものではなく、昨年度は国民健康保険中央会を通じて国に対し抜本的な制度見直しについて陳情を行った。今後も安定的かつ持続的な制度を構築するために、国保連合会や県内各市町村と連携しながら適宜要望、提言を行う。